

社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地	埼玉県久喜市六万部1435番地	
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん けいわかい 社会福祉法人 啓和会	
	理事長の氏名	新 實 啓 悦	
申請年月日		令和元年8月16日	
定款 変更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(略)	(略)	
	第6章 資産及び会計	第6章 資産及び会計	
(略)	(略)		
(基本財産の処分) 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、久喜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、久喜市長の承認は必要としない。 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う	(基本財産の処分) 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、久喜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、久喜市長の承認は必要としない。 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う		

	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	<p>同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この定款は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。</p>	<p>同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）</p> <p><u>三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を久喜市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく久喜市長に届け出るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 この定款は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この定款は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>定款例の改正に伴う 条文の追加</p>